

貸金庫規定

株式会社 沖縄銀行

1. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債権、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。(項番追加)
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. 利用目的の確認(新設)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱する事がないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申し出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認する場合があります。

3. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更する事があります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

- (1) 鍵方式貸金庫の開扉は、借主または借主が予め届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 鍵方式貸金庫にあたっては、当行所定の開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出して下さい。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (3) カード方式貸金庫は自動式の無人化となっており、ご利用カードで届出の暗証により開庫して下さい。
- (4) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵(ご利用カード)を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、到着しましたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 印章、鍵(ご利用カード)の喪失時等の取扱い

- (1) 印章もしくは正鍵(ご利用カード)を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行って下さい。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵(ご利用カード)を失った場合またはき損した場合は、鍵前等の取替えあるいはご利用カードの再発行に要する費用を支払って下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

9. 印鑑照合等

開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのためになじた損害については、当行は責任を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号および第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおこなうものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵（ご利用カード）および届出の印鑑を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えたはそのそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき（項番追加）
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき（項番追加）
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき（項番追加）
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき（項番追加）
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行動
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。
- (5) 第1項または第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄ができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够のものとします。これらに要する費用は借主負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払って下さい。

13. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

毎度お引立いただきありがとうございます。

- ★ 貸金庫利用時間は、各貸金庫の種類（タイプ）により異なります。別途、取扱時間をご確認下さい。
- ★ 貸金庫使用料は、別途ご指定いただいた預金口座から口座振替の方法により引き落します。
- ★ 開扉にあたっては、お届出の印章と貸金庫鍵（もしくはご利用カード）をご持参下さい。
- ★ お届出の印章や貸金庫鍵（ご利用カード）を失ったときは、ただちに取引店へご連絡下さい。
- ★ 貸金庫契約を解約される場合は、貸金庫鍵（ご利用カード）をご返却下さい。
- ★ 貸金庫のご解約や鍵を紛失された場合などには鍵の取寄せ・開錠に数日を要することになります。

8-065 (3/3) (2026. 04) PC 対応帳票 A4

2026 年 4 月 1 日現在